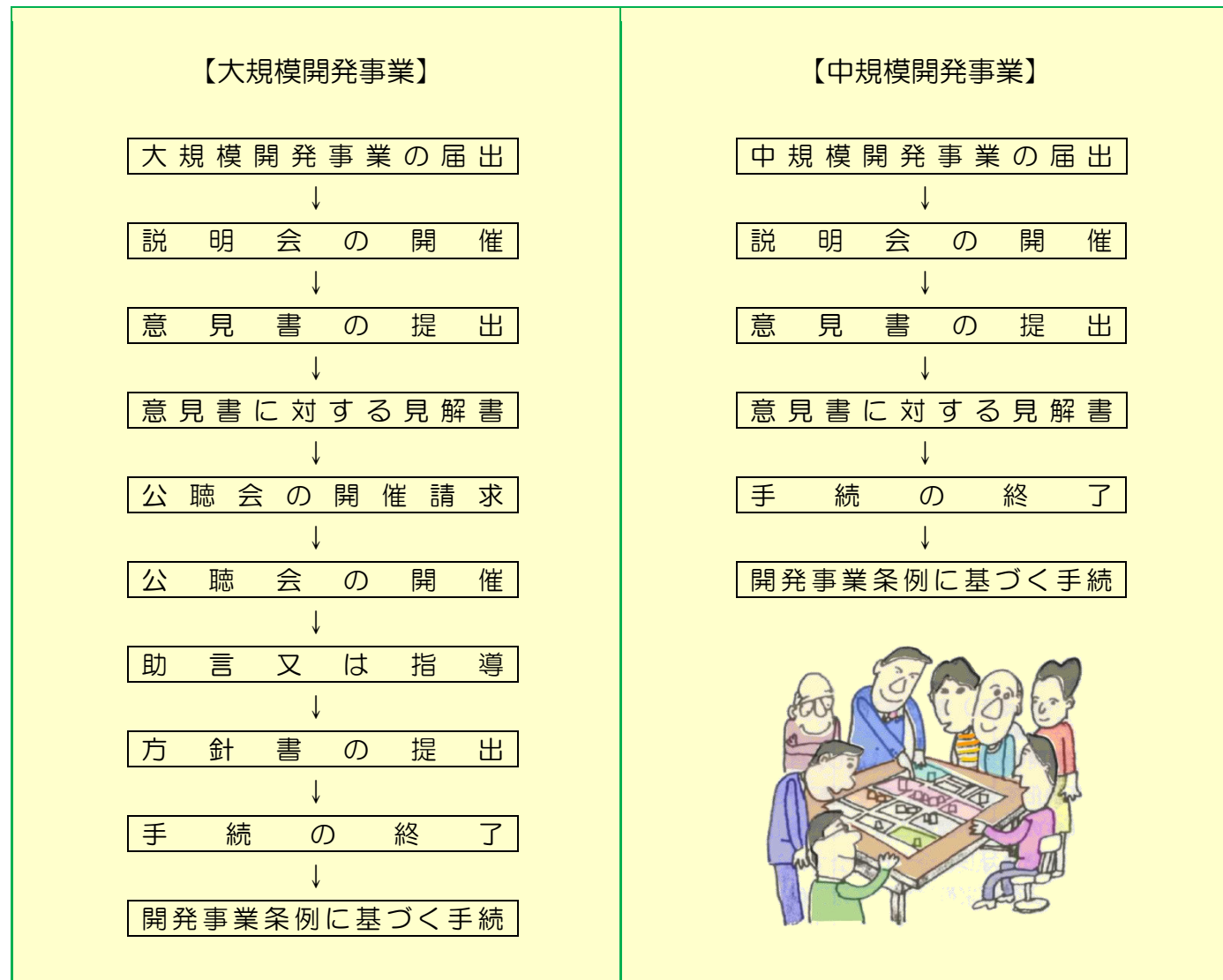


➤ 鎌倉市まちづくり条例に基づく開発事業の手続の流れ



開発事業アドバイザーの登録申請をされる皆さまへ

今日、地球温暖化などさまざまな環境問題が深刻化しています。現在のみならず、将来のためにより良い環境を保全していくには、皆さん一人ひとりの取組が必要です。

- 提出書類等には、環境負荷の少ない製品を使用しましょう。
- 「環境にやさしい経営」に向け、省エネルギー・省資源に努め、グリーン購入を推進しましょう。



私の名前はエコラ。鎌倉の上空から、地球環境を見守っています。  
(鎌倉市環境部環境政策課マスコット)

◆グリーン購入とは◆

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することです。グリーン購入は、誰でも今すぐに行える地球環境保全への取組です。

問い合わせ先

〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号 鎌倉市 まちづくり計画部 土地利用政策課 まちづくり政策担当

TEL : 0467 (23) 3000 (内線 2823) FAX : 0467 (23) 8700

E-mail : [toshisei@city.kamakura.kanagawa.jp](mailto:toshisei@city.kamakura.kanagawa.jp)



平成 30 年 4 月

「開発事業アドバイザー」を募集します！

鎌倉市まちづくり条例では、一定規模以上の開発行為又は建築物の建築を開発事業として位置づけ、事業を行おうとする際の手続を定めています。この手続においては、事業規模等に応じて市民に向けた説明会が開催されますが、事業者の説明を理解するためには、土木や建築に関する知識を要する場合があります。そのため、本市では、説明会や開発事業に対する理解を深めるための勉強会に、開発事業の説明に対する補足や専門的な用語の解説等を行う「開発事業アドバイザー」を派遣する制度を創設しました。

このたび、「開発事業アドバイザー」として、市へご登録いただける専門的な知識を有する方を募集します。なお、開発事業アドバイザーの派遣制度は、市民が開発事業の内容について理解を深めることを目指すものであり、市民と事業者との間の利害調整を図るものではありません。

➤ 派遣の種類

- 1 開発事業説明会  
開発事業説明会において、事業者による開発事業の説明に対する補足や専門的な用語等に関して客観的な解説を行います。
- 2 勉強会  
勉強会において、開発事業の計画や専門的な用語、市民が提出する意見書に記載する内容等に関して客観的な解説を行います。  
※勉強会：開発事業説明会の後、開発事業アドバイザーの派遣を受け、開発事業に対する理解を深めるために開催されるもの。

➤ 解説を行っていただく内容

- 1 開発事業に係る土地利用方針図、造成計画平面図・断面図、予定建築物の立面図等の関係図面の解説
- 2 開発事業に関する市民の疑問に対する客観的な解説
- 3 都市計画法、建築基準法その他関連法令等の解説
- 4 その他市民の意見に対する客観的な解説

➤ 登録資格

- 1 学校教育法による大学において、都市計画又は建築に関する課程を修めて卒業した後、それらに関して 5 年以上の実務経験を有する方
- 2 都市計画、建築又は宅地開発に関する技術に関して 10 年以上の実務経験を有する方
- 3 技術士（建設部門のうち都市及び地方計画）又は一級建築士の資格を有する方
- 4 その他、開発事業に関して一定の知識経験を有すると市長が認める方

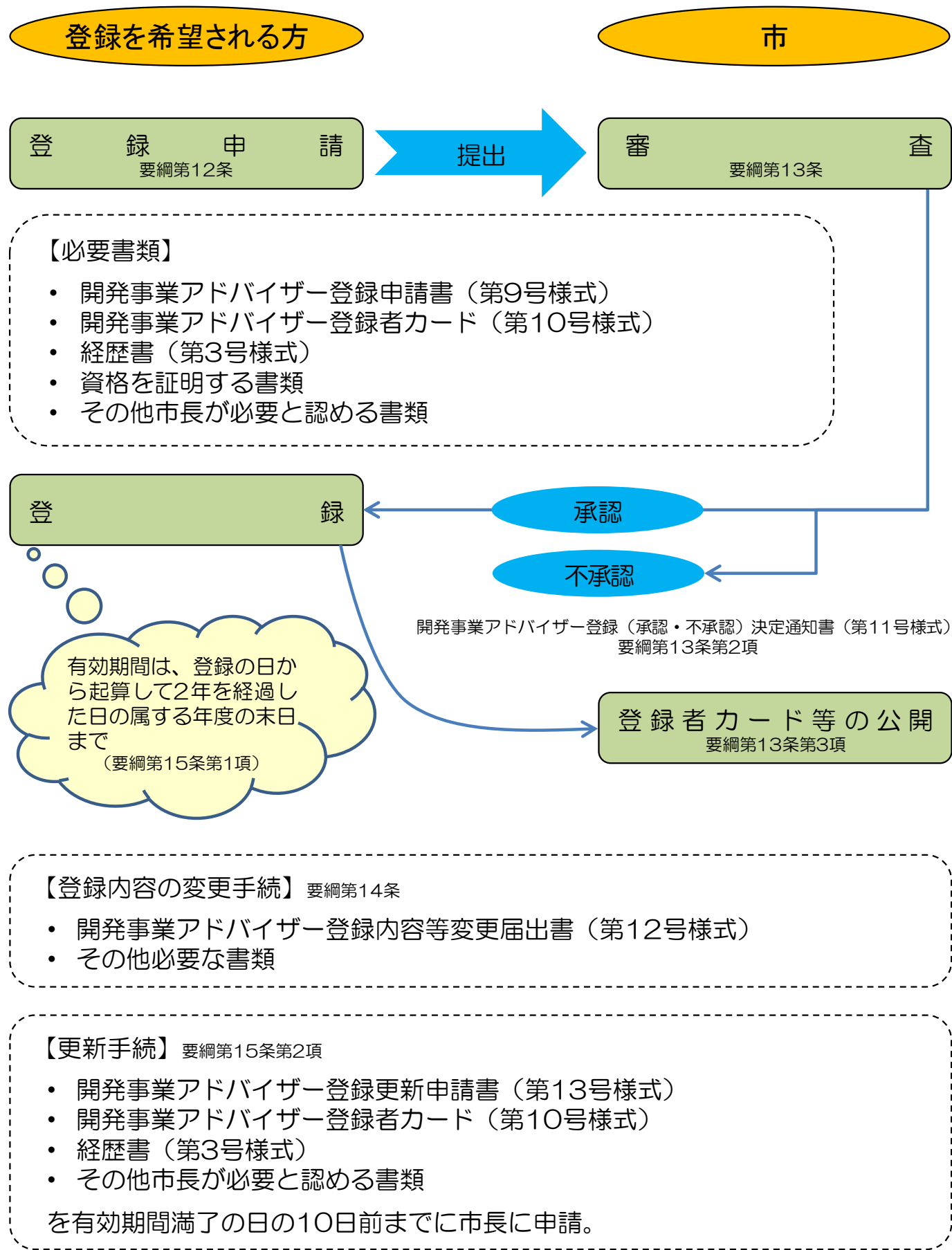
➤ 登録の有効期間

登録の日から起算して 2 年を経過した日の属する年度の末日までです。更新手続は、有効期間満了の日の 10 日前までに行います。

➤ 謝礼

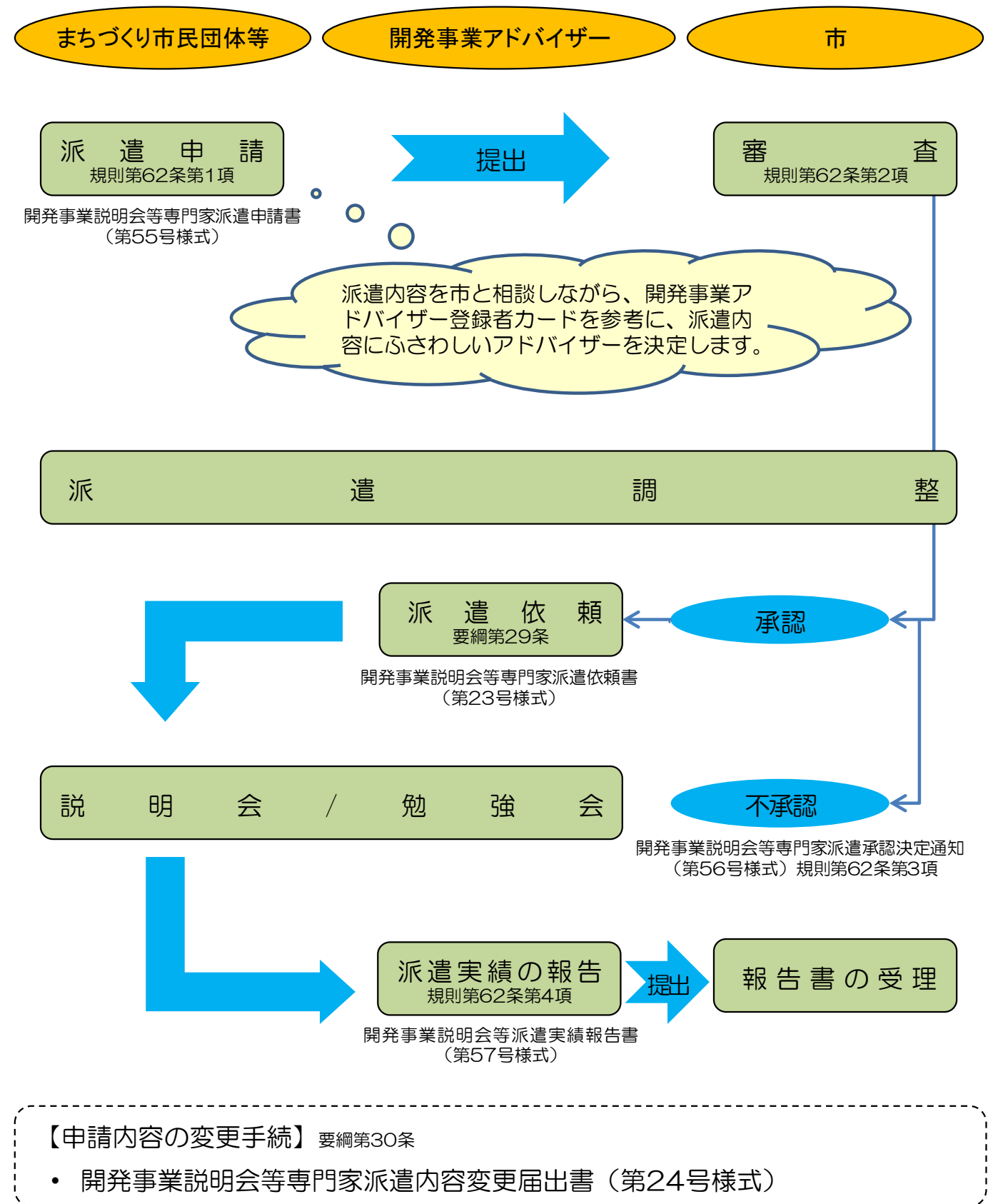
1 回の派遣に対して 17,000 円です。（一の開発事業に係る説明会と勉強会で 2 回の派遣となります。）  
なお、謝礼のお支払いは、開発事業説明会等派遣実績報告書の提出後となります。

登録手続



※ 要綱：鎌倉市まちづくり条例に基づくまちづくり市民団体等への支援等に関する要綱

派遣手続



※ 規則：鎌倉市まちづくり条例施行規則

要綱：鎌倉市まちづくり条例に基づくまちづくり市民団体等への支援等に関する要綱